

気象警報による始業時刻の変更に関する基準

1 学校の対応

- (1) 江戸川区または江東区への気象警報（大雨・洪水・暴風・大雪）の発令状況によって、始業時間を繰り下げる。

始業繰り下げの内容

■気象警報の発令状況（大雨・洪水・暴風・大雪）	始業時間
午前6時30分までに解除された場合	平常通り
午前8時30分までに解除された場合	第3時限から
午前11時までに解除された場合	第5時限から
午前11時以降も継続されている場合	自宅学習

- (2) 東京メトロ東西線（西葛西駅通過）が気象状況により運休した場合または計画運休が発表された場合、始業時間を繰り下げる。

始業繰り下げの内容

■東西線運行状況（西葛西駅通過）	始業時間
午前6時30分までに運転再開された場合	平常通り
午前8時30分までに運転再開された場合	第3時限から
午前11時までに運転再開された場合	第5時限から
午前11時以降も運休している場合	自宅学習

2 その他

- (1) 警報が解除され、始業となっても公共交通機関の混乱や、浸水、倒木等の混乱が生ずる場合がある。くれぐれも、安全に留意して対応すること。
- (2) 本校ホームページでも随時、学校の対応について連絡する。ただし、状況によってはホームページへの掲載が遅れる場合がある。
- (3) 生徒の居住地によっては警報が出ている場合もあるため、その際は自宅で待機し、警報解除後に登校すること。その際の出欠については校長判断とする。
- (4) 本校への電話での問い合わせが殺到し、電話がつながりにくくなることが予想されるため緊急に必要な連絡以外は、電話での問い合わせを遠慮すること。